ふくしま県産品海外販路拡大に向けた情報発信強化事業　委託公募型企画プロポーザル質問回答書

	質問事項	質問内容	回答
1	仕様書 4(2) 桃プロモーション動画	桃の収穫期（夏季）の映像について、県又は関係団体が保有する既存の映像素材を提供いただき、本業務の動画に使用することは可能でしょうか。また、契約期間（令和９年３月３１日まで）内の新規撮影は、収穫期以外の時期での実施を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	県が保有する素材については提供可能ですが、原則は本事業内において新規撮影または調達いただくことを想定しております。
2	実施要領・仕様書 6 委託料の支払	本業務の委託料は、契約金額による確定払いでしょうか。それとも、収支決算書に基づき契約金額を上限として実績精算を行う方式でしょうか。精算方式の場合、受託者の人件費及び一般管理費の計上の考え方についてご教示ください。	収支決算書に基づく実費精算を予定しております。 本事業は福島再生加速化交付金（復興庁）を活用する予定であることから、人件費については「人件費 ＝ 時間単価 × 時間数」、一般管理費については「一般管理費＝直接経費×一般管理費率（10%）」が基本となります。詳細は業務委託予定者との協議にてお知らせいたします。
3	委託料の支払時期	前金払又は概算払の制度の適用はございますか。適用がある場合、その割合・時期についてご教示ください。	原則は業務完了後の確定通知により支払うことを予定しておりますが、業務委託予定者との協議の上、必要と認める場合は概算払が可能です。
4	仕様書 4(3)(4) デジタルプロモーション	米国向け（日本酒）及び台湾向け（桃）のデジタルプロモーションについて、想定されている予算配分や広告出稿費の目安はございますか。特段の定めがない場合、提案者の裁量で配分を提案するとの理解でよろしいでしょうか。	特段の指定はございません。
5	仕様書 4(6) 著作権・二次利用	台湾向け情報発信においてインフルエンサーを起用する場合、インフルエンサー自身のアカウントで投稿されたコンテンツについても、県への著作権帰属の規定の対象となりますか。対象外とする、又は二次利用の範囲・期間を提案で設定することは可能でしょうか。	インフルエンサーによる発信コンテンツについては、県への著作権帰属は求めておりません。

	質問事項	質問内容	回答
6	仕様書 4(5) 米国試飲会との連動	令和９年２月上旬に予定されている米国での県産酒試飲販売会（ニューヨーク）及び試飲商談会（ロサンゼルス近郊）について、開催日、会場、運営主体（受託事業者等）及び参加予定バイヤーに関する情報を、受託者と共有いただくことは可能でしょうか。	業務委託予定者に対し、情報を共有する予定です。
7	業務内容（４）福島県産「桃」プロモーション動画による台湾向け情報発信について	福島県産「日本酒」は、米国ニューヨークにて県産酒試飲販売会、ロサンゼルス近郊にて県産酒試飲商談会の開催を予定しておられますが、福島県産「桃」は、台湾在住の現地消費者及び現地バイヤー等と直接接するリアルイベント等（台湾現地での試食販売会や商談会、等）の開催を予定されていますでしょうか？	台湾については、現時点で想定されているイベント等はございません。